再考:個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権 性

個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権性については、肯定説と否定説が存在してきたが、近年、これを否定する新たな裁判例が見られるなどしている。他方、平成27年1月の通常国会に提出される個人情報保護法の改正案では、確認的と考えるか、創設的と考えるかは別論、請求権性を認める規定が含まれる。本発表では、個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権性につき、新たな裁判例の分析、立法における議論の展開を通し、再考することを試みる。

Reconsideration: Remedy for Access Rights on the Act on the Protection of Personal Information

Regarding the Act on the Protection of Personal Information, legal character of Disclosure and other clauses for data subject is discussed. Some court cases accept the making of lawsuits with these clauses. However, we see other court cases that do not accept the lawsuits with the clause. "The Drafted Framework for the Bill of Partial Revision of the Act on the Protection of Personal Information (Tentative)" contains proposal for Disclosure and other clauses to give the character of claim. This study analyses the remedy for access rights on the act on the protection of personal information through the new cases and legislative procedure, and try to give some reconsideration on this matter.

YOICHIRO ITAKURA^{†1} MAYU TERADA ^{‡2}

1. 個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権性

1.1 論点の趣旨

個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号,以 下「個人情報保護法」又は単に「法」という.) における「開 示等の求め」の裁判上の請求権性という論点が何故論ぜら れる必要があるのか、については、案外と議論がない。実 際に「開示等の求め」に基づき裁判上請求を行う必要性は、 実はあまりないのではないかという議論も、あり得る. そ れというのも、開示の求め(法25条1項)については、最 も問題となると思われる貸金業者の取引履歴について既に 最判平成 17年7月19日民集59巻6号1783頁が「貸金業 者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、 その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情 のない限り,貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の 付随義務として,信義則上,保存している業務帳簿(保存 期間を経過して保存しているものを含む.)に基づいて取引 履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである.」とし て裁判上の請求権性を認めており、また、多くの、単に連 絡先情報として保有個人データを取り扱っている個人情報 取扱事業者にとって、利用停止等の求め(法27条1項)に 基づき裁判上の請求をしてくるような顧客について, 敢え て争ってまで,個人データを保有しておく必然性も,費用

1.2 請求権性が認められない場合の争い方

これも、あまり論ぜられないことであるが、請求権性が 認められない場合、開示等の求めの適正さを是正させるべ く、本人に裁判上全く争う方法がないかといえば、そうい うわけでもない、民事訴訟、行政訴訟、両方の方法がある.

1.2.1 民事訴訟

直接的に開示等をせよ、ということが請求の趣旨に掲げられないとしても、開示等の求めに違法に対応せず、又は、開示等の求めに応じる手続に違反した場合、損害賠償請求を行うことが考えられる。後述する東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁も、東京地判平成25年9月6日判例集未登載(平成23年(ワ)第23268号)は、そのような請求を否定していない。厳密には、行政法規違反による損害賠償請求の問題に帰着するが[2]、いずれにせよ、一律に裁判上の請求権性がないという結論には成り得ない。ただし、損害の立証は容易では無いものと考えられる。

対効果の面からは、薄いと思われるからである.特に、後者について、裁判上争うことが、個人情報取扱事業者、本人の双方にとって費用対効果が低いという点については、実際の係争事例からも伺える.「開示等の求め」に含まれ得る五種類の「求め」([1]p.71)の中で、裁判例に至っていることが確認できるのは、開示の求め(法第25条1項)のみなのである.

^{†1} 弁護士・ひかり総合法律事務所

Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

^{‡2} 国際基督教大学教養学部准教授

Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

1.2.2 行政訴訟

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者と本人の間の紛 争について,一義的には当事者間での解決を想定しており (苦情の処理に関する個人情報取扱事業者の義務について, 法31条),主務大臣等が関与するのは例外的な場合である. しかも、原則として改善命令は勧告前置となっており(法 34条2項),直接的に行える行政処分は報告の徴収(法32 条) と緊急命令(法34条3項)のみである.しかし,緊急 命令は開示等の求めに関する事項については出すことがで きない (緊急命令の対象は「個人情報取扱事業者が第 16 条, 第17条, 第20条から第22条まで又は第23条第1項 の規定に違反した場合」) に限定されている. そうすると, 主務大臣等に直接,義務付け訴訟(行政事件訴訟法3条6 項1号,37条の2)を起こして,報告の徴収をさせるのが 行政訴訟を用いた場合のほぼ唯一の方法であると思われる が、義務付け訴訟の要件をクリアできるかなど、極めてハ ードルが高いものと思われる.

1.3 国際的側面から見た請求権性

以上のとおり、裁判上の請求権性が論ぜられるための背景は、必ずしも国内の実務からは明確ではない.他方で、個人情報保護に関する国際関係を見ると、明らかに請求権性が認められないことによる不利益が見えてくる.

1.3.1 欧州委員会の十分性審査

欧州委員会の十分性審査においては、明らかに、開示等 の求め (EU データ保護指令にいうアクセス権, 指令 12条) が裁判上請求できることが要件となっている. 指令 22 条 は"Without prejudice to any administrative remedy for which provision may be made, inter alia before the supervisory authority referred to in Article 28, prior to referral to the judicial authority, Member States shall provide for the right of every person to a judicial remedy for any breach of the rights guaranteed him by the national law applicable to the processing in question." (構成国は、とりわけ第28条に規定された監 督機関によって、司法機関への付託に先立って、なされる 行政的救済に実体的効果を待つことなく, すべての者が, かかるデータ取扱いに適用される国内法によって保障され る権利の侵害に対して, 司法的救済を受ける権利を有する ことを定めなければならない.)としており、欧州各国は、 アクセス権の請求権性を定めることが義務付けられている. 十分性認定について第 29 条作業部会が公表している資料 [3]においても、「アクセス・訂正・異議申立の権利」と、「法 令遵守(コンプライアンス)の十分な水準の確保」は明示 の要件とされており、裁判上の請求権性は当然に要求され ていると考えられる([4]p.100).

1.3.2 欧州評議会第 108 条約

データ保護に関する唯一の国際条約である,欧州評議会第 108 条約は,"to have a remedy if a request for confirmation or, as the case may be, communication, rectification or erasure as referred to in paragraphs b and c of this article is not complied with." (この条の(b)及び(c)にいう確認請求,又はそれぞれの場合における通知,訂正若しくは消去の要求が遵守されないときは救済を受けることができる。)としており,これも,EU データ保護指令 22 条同様,司法的救済の必要性を定めているものと考えられる.

1.3.3 国際的側面からの必要性

以上のとおり、データ保護指令上の十分性についても、欧州評議会第108条約の規定上も、開示の求め等の請求権性が認められなければ、これらが満たされないことになると考えられ、前者との関係では欧州の十分性認定を得られないので、欧州からのデータ移転に支障を来たし、後者との関係では、欧州評議会第108条約に加盟できないということになる.

特に、十分性認定を得られないということは、事業者にとって大きな負担である。個別の事業者において、SCC (標準契約約款)を結ぶなどの対応を迫られる。他方、実質的には、請求権性を認めても、それが訴訟にまで及ぶのは、極めて例外的であるとすれば、経済界は、請求権性を認めることに、大きく反対する理由はない、ということになる。この点は、後ほど述べる「パーソナルデータに関する検討会」において、経団連(の委員)が最終的には開示等の求めの請求権性を受け入れたことからも伺えるa.

2. 裁判例の展開

開示等の求めの請求権性に関する各説については、既に [1]において肯定説・否定説が網羅的に検討されている. さらに最新の研究も公表されているが[5], ここでは裁判例の 展開について述べる. 従来, 本論点については[1]でも詳細に検討されている東京地判平成 19 年 6 月 27 日判時 1978号 27 頁(否定説)のみがみられると思われてきたが、肯定説、否定説それぞれを採用する裁判例が生じている. まずは,これらを紹介する.

2.1 東京地判平成 19 年 6 月 27 日判時 1978 号 27 頁(否定説)

原告らが、診療録の開示等を求めた事案であり、法 25

a 「『開示等の在り方』について、結論から言うと、新たに請求権に関する 規律を設けることについては、EUの十分性確保の趣旨を含むことを経済界 として理解して、大綱の事務局案の内容、方向性については承諾というこ とを申し上げる。今後ビッグデータの隆盛に伴い複雑な対応事案を想定せ ざるを得ないため、この規律を整理する際には事業者の実務の負担等を考 慮した適正な要件となるように、今後継続的に検討を行うこととしていた だきたい、」(第11回検討会議事要旨吉田代理(椋田委員)発言)

条1項を根拠に請求を行ったところ、判決は、

「… (1) 原告らは、法 25 条 1 項について、本人が個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を裁判上請求する権利を有することを規定したものであると主張する. (2) しかしながら、前記法令の定めによれば、法は、25 条 1 項による開示の求め等に関する苦情の処理については、個人情報取扱事業者、業界団体による自主的な紛争解決を期待しており、そのために、本人が裁判外の各種の方法によって苦情の解決を求められる仕組みを設けるとともに、そのような自主的解決が期待できない場合の主務大臣による関与の仕組みを設けているものといえる.

すなわち、法は、広汎で多種多様な保有個人データの取扱いに関する苦情を第1次的には当事者間の自主的解決にゆだねる趣旨で、個人情報取扱事業者自身が、窓口等を設けて個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理をし、この目的を達成するために必要な体制の整備をする責務を努力義務として負っている旨を規定しつつ(法 31条)、認定個人情報保護団体が、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならないと規定している(法 42条1項).

そして, 法は, このような個人情報取扱事業者や認定個 人情報保護団体による自主的解決が期待できない場合には, 主務大臣において、個人情報取扱事業者から個人情報の取 扱いに関して報告を徴収し、必要な助言をすることができ るほか,個人情報取扱事業者が法25条等の規定に違反した 場合において、個人の権利利益を保護するために必要があ るときは、違反行為の中止その他違反を是正するために必 要な措置をとるべき旨を勧告することができ、個人情報取 扱事業者が正当な理由がないのにその勧告に係る措置をと らなかった場合において個人の権利利益の侵害が切迫して いると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、そ の勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができると している (法32ないし34条). さらに, 法は, それらの主 務大臣の措置の実効性を確保するために、法32条の報告徴 収に違反したものは30万円以下の罰金に、法34条2項の 命令に違反したものは6月以下の懲役または30万円以下の 罰金に処するものとしている(法56,57条). なお,主務大 臣は、認定個人情報保護団体に対しても、報告の徴収(法 46条),命令(法47条),認定の取り消し(法48条)とい う監督手段を行使することもできるものとされている.

このような法の規定にかんがみると、法は、個人情報取扱事業者が法 25 条等の規定に違反した場合には、当該個人情報取扱事業者や認定個人情報保護団体による自主的解決及び主務大臣による行政上の監督によって、個人の権利利益を保護することとしているものと解される.

仮に、本人が、法 25 条 1 項に基づいて個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示を裁判手続で請求することができると解すると、法が上記のとおり定めた当事者間における自主的解決手段や主務大臣による紛争解決手段によるよりも裁判上の請求の方が直裁であるとして、法の定めた紛争解決手段によることなく、直接裁判上の開示請求がされることになり、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねない。

- (3) また,前記の法令の定めのとおり,個人情報取扱事業者は,法25条1項の開示の求め等に関し,その求めを受け付ける方法を定めることができる(法29条1項)上,当該開示の実施に関し,手数料を徴収することもできる(法30条).ところが,本人が法25条1項に基づき個人情報取扱事業者に対する保有個人データの裁判上の開示請求ができるとなると,このような規定も適用の余地がなくなるが,法は,このような事態が生ずることを予定していないというべきである.
- (4) さらに、法 25 条 1 項は、その標題が「開示」とされ、個人情報の開示を専ら個人情報取扱事業者の義務として規定し、本人が開示請求権を有することを規定していないことからすると、同項は、文言上も、行政機関(主務大臣)に対する義務として個人情報取扱事業者の開示義務を規定しているものであって、本人が開示請求権を有する旨を規定しているものではないと解される.
- (5) 以上によれば、法 25 条 1 項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである. …」

として、詳細な理由を述べた、要旨、①法は、個人情報取扱事業者が法 25 条等の規定に違反した場合には、当該個人情報取扱事業者や認定個人情報保護団体による自主的解決及び主務大臣による行政上の監督によって、個人の権利利益を保護することとしており、裁判上の請求権性が認められると、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねない、②個人情報取扱事業者による、開示の求め等を受け付ける方法の定め(法 29 条 1 項)や、手数料の徴収(法 30 条)規定の適用の余地がなくなる、③法25 条 1 項は、その標題が「開示」とされ、個人情報の開示を専ら個人情報取扱事業者の義務として規定し、本人が開示請求権を有することを規定していない、という三点が理由に挙げられている。

2.2 東京地判平成 25 年 9 月 6 日判例集未登載(平成 23 年 (ワ)第 23268 号)(肯定説)

保育士試験を受験した原告がその実技試験の採点表の 開示を被告に求めたところ,被告がこれを開示しなかった ために精神的苦痛を被った旨主張して,法 25 条 1 項に基づ に検討している.

き,別紙開示請求目録記載の情報(以下「本件情報」という.)の開示等を求めた事案である.被告は法25条1項の裁判上の請求権性を争わなかったが,判決は,

「前記前提事実及び認定事実を前提に、本件情報を開示することにより、被告の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある(個人情報保護法 25 条 1 項 2 号)ということができるかについて判断する. … そうすると、本件情報は、これを開示することにより、個人情報保護法 25 条 1 項 2 号に規定する『業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある』ものであるということができる. …」として、開示の求めの例外事由である「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある」という要件を詳細

裁判上の請求権性は、法適用の問題であるから、抗弁事項ではなく職権調査事項であると考えられ、少なくとも、開示の求めの例外事由を判断している以上、本裁判例においては開示の求めの裁判上の請求権性は、肯定説に基づいていると考えられる.

2.3 東京地判平成 26 年 9 月 10 日判例集未登載(平成 26 年 (ワ) 第 1415 号)(否定説)

本件は、被告に勤務していた原告が雇用管理情報について法25条1項等を根拠に開示を求めた事案である.判決は、

「…しかしながら、法 29 条は開示等の求めに応じる手続に関する規定であり、法 25 条 1 項については、法 31 条及び 42 条に定める個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体による苦情処理の定め、法 32 条ないし 34 条に定める主務大臣による報告徴収、助言、勧告及び命令の規定等にかんがみると、上記 25 条 1 項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であり、本人は、同項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである. …」

とした.挙げた理由は、東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁の理由①(法は、個人情報取扱事業者が法25条等の規定に違反した場合には、当該個人情報取扱事業者や認定個人情報保護団体による自主的解決及び主務大臣による行政上の監督によって、個人の権利利益を保護することとしており、裁判上の請求権性が認められると、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねない)、とほぼ同様であり、明示的に引用はされていないが、同様の系譜に属する裁判例であると思われる。

2.4 裁判例についてのまとめ

以上のとおり、なおも東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁の存在感は大きく、東京地判平成26年9月10日判例集未登載(平成26年(ワ)第1415号)も、同様の理由により裁判上の請求権を否定する裁判例と評価できる.

他方, 東京地判平成 25 年 9 月 6 日判例集未登載(平成 23 年 (ワ) 第 23268 号) は結論として裁判上の請求権肯定説であると評価する他無いが, 裁判上の請求権を肯定する理由は何ら述べられておらず, 評価が困難である.

3. パーソナルデータの利活用に関する制度見 直しにおける議論

さて、パーソナルデータの利活用に関する制度見直しに おいて、開示等の求めの請求権性はどのように議論された か. パーソナルデータの利活用に関する制度見直しは、平 成 25 年 6 月の内閣官房 IT 総合戦略本部 「世界最先端 IT 国 家創造宣言」(閣議決定)において、「オープンデータやビ ッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整 備を行うため, IT 総合戦略本部の下に, 新たな検討組織を 速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシ ーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等 を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦 情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新た な法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定す る.」とされた(V・3)ことを本格的な皮切りとし、内閣 官房 IT 総合戦略本部下に設置された「パーソナルデータに 関する検討会」(以下、「検討会」という.)で主に進められ てきたものである.

パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの眼目の一つは, 1.3.1 で述べた欧州の十分性審査に耐えうるパーソナルデータ保護法制にする, ということであった. そうすると, 開示等の求めについては, 請求権性を何らかの形で認める必要がある, ということになり, それは明示的に確認されてはいないが, 前提であった.

その前提を確認した上で、ここでは、パーソナルデータの利活用に関する制度見直しにおける各文書について、開示等の求めの請求権性がどのように扱われてきたかを、概観する.

3.1 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」 (平成25年12月20日IT総合戦略本部決定)では、以下のとおりの文言が含まれた。

<開示,削除等の在り方>

本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにもつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正(追加又は削除を含む.)、利用停止(消去又は提供の停止を含む.)等の請求を確実に履行できる手段について検討する.

ここではまだ,「請求を確実に履行できる手段」としか述

べられておらず、請求権性を認めることは匂わせているが、 そのような文言は現れていない.

3.2 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」 (平成26年6月24日IT総合戦略本部決定,以下「大綱」 という.)では、後述するように、請求権性を認める文言が 組み込まれた.しかしながら、「大綱」の文言に至るまでに は、興味深い文言の変遷を経ている所、これを順番に見て いく.

開示等の求めについて最初に検討会に現れた資料は、第8回検討会(平成26年4月24日)で配布された「開示等の在り方について(事務局案)」である.この回では、開示等の求めに請求権を認めることについて、委員の中でも活発な議論が行われたが、その前提として、事務局が以下の様な認識を示していたことが重要である.

●今回の対応方針

個人を取り巻く情報の流通・利活用実態等の状況の下、適時・適切に個人の権利利益が保全されるよう、現行法における行政規制を補完するため、これ(法第25条から第30条)に加え、新たに「開示」、「訂正等」、「利用停止等」について、本人による民事上の請求権を規定することとしてはどうか。

✔ 行政規制との関係

・第三者機関の整備により行政規制の実効性を高める措置と併せて実施する.

✔ 事業者への配慮

- ・ 請求が認められる要件については、本人の権利利益保護 と事業者の負担とのバランスを図る.
- ・ 和解による迅速・柔軟な解決,訴訟における終局判断による解決等,紛争処理の手段の選択が可能に.

下線部は筆者によるが、「本人による民事上の請求権を 規定する」との規定ぶりは、現行法下では開示等の求めに 関する請求権が認められていなかった、すなわち、開示等 の求めに請求権を認める規定は、創設的であるとの認識を 元にしていると考えられる.

次に,第11回検討会(平成26年6月9日)において,「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(事務局案)」において,「大綱」の案が最初に示された.ここでは,以下の様な書きぶりとなっている.

第3・Ⅳ・3 開示等の在り方

現行法の開示,訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)の本人からの求めに関する規律に加え,新たに開示等の請求権に関する規律を設けることとする。 その際,開示等の請求が認められるための要件については,本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し,現行法の規律を基にしつつ,濫訴防止の要請も踏まえ,規律を

整理する.

筆者による下線部をみると、「新たに開示等の請求権に関する規律を設けることとする.」として、「新たに」との文言が加わっており、より一層、開示等の求めに請求権を認める規定が創設的であることが読み取りやすくなっている.

ところが,第12回検討会(平成26年6月19日)での,「大綱」の次の版である「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(検討会案)」では,以下の様な記述に改められている.

第3・Ⅳ・3 開示等の在り方

現行法の開示,訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)の本人からの求めについて,裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めることとする。 その際,開示等の請求が認められるための要件については,本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し,現行法の規律を基にしつつ,濫訴防止の要請も踏まえ,規律を整理する。

筆者による下線部、「裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めることとする.」は、明らかに、現行法下でも開示等の求めに関する請求権は認められていることを前提とした規定ぶりになっている.つまり、開示等の求めに請求権を認める規定は、創設的ではなく確認的であるということになる.

これはどういうことか. 第11回検討会の議事要旨を見る と, それまで議事進行に集中していた宇賀克也座長(東京 大学法学部教授)の発言として,「私のほうから1点,9ペ ージの上から4行目で『現行の開示等の求めに加え、請求 権に関する規律を定める.』とある.これは現行の開示の求 めが請求権を認めるかどうかということについて議論があ って, 今度の改正でそこを明確化するという趣旨かと思う ので、そこが明確になるように修文していただければと思 う.」との発言が認められる. この発言に関しては、特段議 論がなかったが、修文が行われているので、採用されたと いうことになろう. 実は、宇賀説は、現行法における開示 の求めに請求権性を認める説なのである([6]p.123). それ まで開示等の求めの請求権否定説を採用していた事務局が, 肯定説(宇賀説)を採用した瞬間であったが、ともかくも、 検討会案は前述のとおりとなり、平成26年6月24日にIT 総合戦略本部決定された「大綱」成案でも文言は変わらな かった.

3.3 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)の骨子(案)」

「大綱」のパブリックコメントを経て、平成26年12月19日に開催された第13回検討会では、「大綱」の法案化作業に係る文書として、「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)の骨子(案)」が公表された。こ

こでは、開示等の求めの請求権性について、以下の様な規 律が盛り込まれた。

3.(7)開示等請求権の明確化

(ア)個人情報の本人が、個人情報取扱事業者に対して開示、 訂正等及び利用停止等の請求を行う権利を有することを明 確化する.

(イ)開示等の請求に係る訴えを提起する前に、個人情報取 扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととす る.

(ア)は、「大綱」の第一文を受けて、開示等の求めについては、「請求を行う権利を有することを明確化」するとされた。他方、(イ)は「大綱」の第二文が「濫訴防止の要請」を認めたことから、開示等の請求に係る訴えを提起する前に、裁判外で一度請求することを求めた。これは、訴訟要件であって、満たさない場合には訴え却下になるものと考えられる。裁判外での請求が求められるという点では、株主代表訴訟における提訴請求(会社法847条1項)と同様に考えられよう。尤も、提訴請求と株主代表訴訟の場合と異なり、開示等請求権は、裁判外と裁判上の請求が同一である。

かくして、平成27年1月からの通常国会に提出される個人情報保護法の改正案にあっては、①開示等の求めの請求権性を「明確化する」規定と、②訴え提起前の裁判外請求を義務付ける規定が設けられる方向にある.これは、①が確認的規定である以上、本人の権利が制限される方向での改正であることを注意しなければならない.

4. 新法における解釈問題

これまで見てきたとおり、開示等の求めの請求権性は、 実務上の問題というよりは、国際関係への対応のため、これを認めることが求められてきた。また、裁判例は必ずしも明確ではなく、理由を詳細に述べる否定説の裁判例が見られるが、明らかに肯定説を前提とした裁判例もある。いずれも東京地裁によるものであり、統一は取れていない。他方、個人情報保護法の改正案にあっては、①開示等の求めの請求権性を「明確化する」規定と、②訴え提起前の裁判外請求を義務付ける規定が設けられる方向で整理されている。

さて、裁判例と新法の規律は、どのように統一的に解釈されるか. 立案担当者は、「明確化」、すなわち、確認的規定として、開示等請求権の規定を定めることになろう. それは、従来から開示等の求めには請求権性が認められていた、という前提で規律されることになる. 否定説を採用していた一部の裁判所からは、どのように解釈されるのか. 矛盾なく理解するためには、立案担当者の見解が確認的規定であるとしても、創設的規定として解釈されるほかないのではないか.

もう一つの問題点は、「大綱」が「開示、訂正等及び利用 停止等(以下「開示等」という。)の本人からの求め」とし、 「法律案の骨子(案)」において「開示, 訂正等及び利用停 止等の請求を行う権利」とされていることからも分かると おり、法24条2項の「利用目的の通知の求め」が完全に忘 れられていて,議論にもなっていないことである.しかし, 立案担当者は開示等の求めについて請求権性を肯定する説 を採用してしまっているため,「利用目的の通知の求め」に ついても, 仮に請求権性を「明確化」 する規定がなくとも, 請求権性を肯定するものと考えざるをえない. これは, 法 29条1項が、「個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第 25条第1項, 第26条第1項又は第27条第1項若しくは第 2 項の規定による求め(以下この条において「開示等の求 め」という.) に関し、政令で定めるところにより、その求 めを受け付ける方法を定めることができる. この場合にお いて、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わな ければならない.」として、五種類の「求め」をパラレルに 扱っていることからも, 裏付けられる. 法24条2項を裁判 上請求する本人が現れないことには、この新法の解釈が裁 判所に受け入れられるか、判明しないところであるが、い ずれにせよ, 開示等の求めについての請求権性は, 現状の 改正の方向性では、なおも混迷を抱えることになることを 指摘しておく.

参考文献

[1]鈴木正朝「開示等の求めの法的性質」堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務,2010年) 61-91 頁 [2]板倉陽一郎「個人情報保護法違反を理由とする損害賠償請求に関する考察」『情報ネットワーク・ローレビュー第 11 巻』(商事法務,2012年) 1-12 頁

[3] Article 29 Working Party, "Working Document: Transfers of personal data to third countries: Applying Articles 25 and 26 of the EU data protection directive" (24 July 1998)

[4]宮下紘「欧州委員会 EU データ保護改革と国際的水準への影響」消費者庁『個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2012 年) 78-105 頁

[5]斎藤邦文「個人情報保護法における本人関与規定の民事的効力」 法律時報85巻2号90-98頁(2013年)

[6]宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第4版]』(有斐閣, 2013 年)